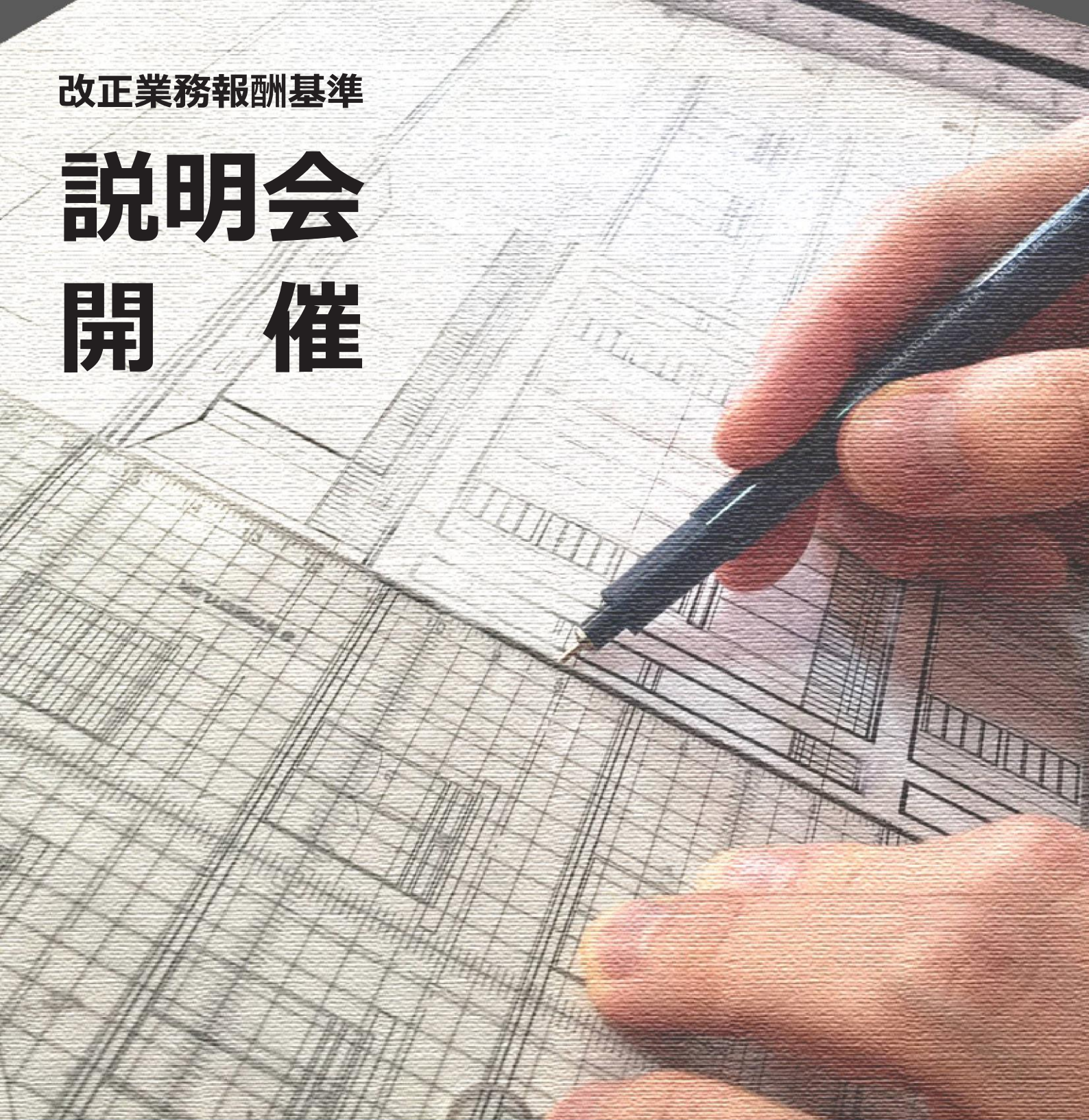


改正業務報酬基準

# 説明会 開催



建築士事務所の開設者がその業務に関して  
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年  
告示第98号  
版

参加費  
無料！

DVD講習

CPD  
認定  
プログラム

# 開催趣旨

建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

# 主催等

主催：日本建築士会連合会、愛知建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、  
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会

協力：国土交通省

# 講義科目

- ①建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ②改正建築士法の概要（情報提供）

# 開催地・開催日時・定員・会場・申込先等

## 名古屋会場

日時：2月25日（月）13：00～15：00  
（受付12：00～）

場所：名古屋商工会議所ビル 2階大会議室

定員：250名（先着順、定員になり次第締切）

参加費：無料

当日、テキストを無料で配布いたします。



申込締切：2月20日（水）

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| フリガナ<br>氏名          | TEL             |
|                     | FAX             |
| 建築士会会員 (No. ) ・ 非会員 |                 |
| E-mail              |                 |
| 勤務先名                | 職種 設計・施工・その他( ) |
| CPD 番号              |                 |

定員を超えた場合のみ、ご連絡いたします。

受付 No.

申込・問合せ先：愛知建築士会 事務局 TEL：052-201-2201 FAX：052-201-3601

公益社団法人日本建築士会連合会・愛知建築士会